

第1章 調査の目的及び方法

1. 調査の目的

各教育委員会及び幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるインクルーシブ教育システム構築の状況及びその評価の取組を明らかにし、「インクルーシブ教育システム評価指標（試案）」の作成に向けた検討材料とする。

2. 調査項目の検討経緯

調査項目の検討に当たっては、インクルーシブ教育システム構築に係る本研究所の調査研究報告書、文部科学省「インクルーシブ教育システム構築事業」に係る各自治体及び各校報告書、国内外の文献などを参考に調査項目の原案を作成した。

この原案について、研究協力者を交えた研究協議会において協議・検討するとともに、以下の機関を訪問し、調査項目に従っての聞き取り調査を行った。

聞き取り調査を実施した機関は、平成25年度～27年度の文部科学省「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」に取り組んだ自治体を含む以下の機関であった。

都道府県教育委員会	2委員会
市区町村教育委員会	2委員会
公立幼稚園	2園
公立小学校	2校
公立中学校	2校
公立高等学校	1校
公立特別支援学校	1校

各機関においては、調査項目の客観性、妥当性の検証を含めて、調査票に回答をいただいた。

これら12機関における聞き取り調査及び研究協力者のアドバイスを踏まえ、調査項目を決定した。

3. 調査内容

(1) 調査対象

各調査対象の調査数と抽出方法については、都道府県教員委員会、政令指定都市及び中核市教育委員会については悉皆として、他の機関については以下のように抽出した。

○統計的に妥当な結果が得られるように、母集団としての各調査対象の総数から必要な標本数を計算し（註）、その数値と予想される回収率を勘案して、各調査対象についての調査数を決め、各調査対象からランダムに抽出した。

○各調査対象の回収率の想定値は、市区町村教員委員会は 80%、特別支援学校は 70%、その他は 50%を想定した。

○その他、次のようにした。

・市区町村教育委員会については、市区町村の人口規模として、人口 50 万人以上、30 万人以上 50 万人未満、10 万人以上 30 万人未満、5 万人以上 10 万人未満、1 万人以上 5 万人未満、1 万人未満の 6 つの区間を決めて、層別抽出とした。

・特別支援学校については、各障害種別の特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、複数障害併置）を、それぞれ別の母集団として、それぞれについて必要な標本数を計算した。

以上より、各調査対象についての調査数（調査票郵送数）は次の通りである。

- ① 都道府県教員委員会 47 機関
- ② 市区町村教員委員会 504 機関
- ③ 公立幼稚園 706 園
- ④ 公立小学校 756 校
- ⑤ 公立中学校 736 校
- ⑥ 公立高等学校（定時制を含む） 697 校
- ⑦ 特別支援学校 862 校（視覚障害：62 校、聴覚障害：91 校、知的障害：331 校、肢体不自由：138 校、病弱：69 校、複数障害併置：171 校）

註：標本から得られる調査の各項目への回答の割合（例えば「はい」と答えた割合）から、母集団での割合を、95%の信頼度で±5%の誤差で推定できる（その誤差内に収まる）標本数を計算した。

（２）調査期間

平成 28 年 11 月 25 日～平成 28 年 12 月 22 日

（３）調査方法

調査の趣旨を明記した依頼文とともに、郵送にて「インクルーシブ教育システム構築の現状把握に関する調査票」を郵送し、返信用封筒にて返送を求めた。

（４）調査項目

調査項目は、基本情報、インクルーシブ教育システム構築に係る取組であった。

① 都道府県教育委員会・市区町村教育委員会

方針、体制、早期支援システム、就学支援システム、（市町村及び）学校への支援、研修、地域連携、インクルーシブ教育システム構築に向けての課題、評価指標について

② 幼稚園

概要、理念、体制、研修、個別の教育支援計画・指導計画、活動の環境、施設・設備、連携、保護者対応、インクルーシブ教育システム構築に向けての課題、評価指標について

③ 小学校・中学校・高等学校

概要、理念、体制、研修、施設・設備、連携、理解・啓発、教育課程、指導体制、実態把握、指導上の配慮、個別の教育支援計画、個別の指導計画、交流及び共同学習、児童（生徒）・保護者対応、インクルーシブ教育システム構築に向けての課題、評価指標について

④ 特別支援学校

概要、理念、方針、体制、研修、連携、交流及び共同学習、理解・啓発、インクルーシブ教育システム構築に向けての課題、評価指標について

